# シュービルの会　　会則

（名　称）

第１条　　本会は、シュービルの会と称する。

（事務局所在地）

第２条　　本会の事務局を代表宅に置く。

（目　的）

第３条　　本会は、発達障がい及びその特性のある人とその家族が、楽しく暮らせるよう、情報を交換し、本人たちとその家族や支援者が交流したり体験できる場を提供することを目的とする。

（事　業）

第４条　　本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

　　　（１）保護者交流会・研修会

　　　（２）子どもたちが楽しめる活動

　　　（３）その他、前条の目的達成のために必要な事業

（構　成）

第５条　　本会は鳥取県に在住し、本会の目的に賛同する仲間をもって構成する。

（役　員）

第６条　　本会に次の役員を置く

　　　（１）代表　　　　　１名

　　　（２）事務局長　　　１名

　　　（３）会計　　　　　１名

　　　（４）監査　　　　　１名

（役員の任期）

第７条　　役員の任期は１年間とする。ただし、再任は妨げない。

（会　議）

第８条　　この会議は総会と役員会とする。

　　　（１）総会は定期総会として、毎年５月に定期総会を開催する。

　　　（２）臨時総会及び役員会は、必要に応じて代表が招集する。

（会　計）

第９条　　本会の会計は参加費および寄附金をもってこれをあてる。

　　　　　　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（その他）

第１０条　　この会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

　　附則　１、この会則は2018年12月22日より、施行する。